

各〔 都道府県
市
特別区 〕 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第15号）及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第147号）の制定並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、平成26年3月31日付健発0331第30号にて厚生労働省健康局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしく御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する技術的助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

第1 水質基準に関する省令等の改正に係る留意事項

1. 改正の背景

亜硝酸態窒素については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を $15\mu\text{g/kg}$ 体重/日とされたことを踏まえて、平成25年3月19日の第14回厚生科学審議会生活環境水道部会において水質基準の見直しに係る審議を行い、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）において、亜硝酸態窒素の水質基準「 0.04mg/L 以下であること。」を新たに設定することとした。また、本改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する給水装置浸出性能基準、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に規定する薬品基準及び資機材材質基準、並びに水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、厚生科学審議会生活環境水道部会の関係資料等を厚生労働省のウェブページに掲載しているため、参照されたい。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付健水発第1010001

号)の一部改正について

(1) 本文及び別添を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。

(2) 亜硝酸態窒素の測定において、一部の機種又は検出器では水質基準値の10分の1の定量下限を確保することが困難であること。

(3) 本文中第4の1(1)について、やむを得ず当該検査方法による定量下限が水質基準値の10分の1(農薬類にあっては目標値の100分の1)を達成できない場合にあっては、定量下限を妥当性評価書に明記する必要があること。

2. 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」(平成16年2月9日付健水発第0209003号)の一部改正について

別添1を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。

3. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(平成16年2月9日付健水発第0209001号)の一部改正について

別添1を別紙3新旧対照表のとおり改正すること。

4. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」(平成12年3月31日付衛水第21号)の一部改正について

別添を別紙4のとおり改正すること。

5. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成19年3月30日付健水発第0330006号)

別添1及び2を別紙5新旧対照表のとおり改正すること。

6. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付衛水第270号)の一部改正について

下記の趣旨を踏まえ、本文及び別表を別紙6新旧対照表のとおり改正すること。

(1) 別表第5に掲げる「要検討農薬類」及び別表第6に掲げる「その他農薬類」について、地域の実情に応じて測定を実施し、平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」に掲げる農薬類についての検出指標値の算定に含めることとされたい旨を示すこと。

(2) 別表第4に掲げる「要検討項目」のうち、銀、バリウム、ビスマス及びモリブデンについて、これらの化合物もそれぞれの項目に含まれるものであることを明確化すること。

(3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に基づき、別表第6に掲げる「その他農薬類」のうち、トリフルミゾールに係る目標値を設定するとともに、フェンバレーレートに係る目標値を改正すること。

7. 厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成25年10月25日付健水発1025第1号)の一部改正について

「5. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼」中、「30の項」を「31の項」に改め、「水質管理目標設定」を「水質管理目標設定項目」に改めること。

第3 施行期日

第2の改正事項については、いずれも平成26年4月1日から施行されること。